

●ソフト施策

「重点整備地区における主な取組内容」に示したハード整備の整備効果を高めるとともに、ハード整備の困難な場面においてもバリアフリー化を進めるためのソフト施策を次のとおり設定します。

人材育成と啓発活動の推進

- ◆ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動に関する講座の推進
- ◆人材育成の推進

地域が一体となつたマナーの向上

- ◆放置自転車対策の推進
- ◆道路の不正利用対策の推進

まちなかの移動に関する利便性の向上

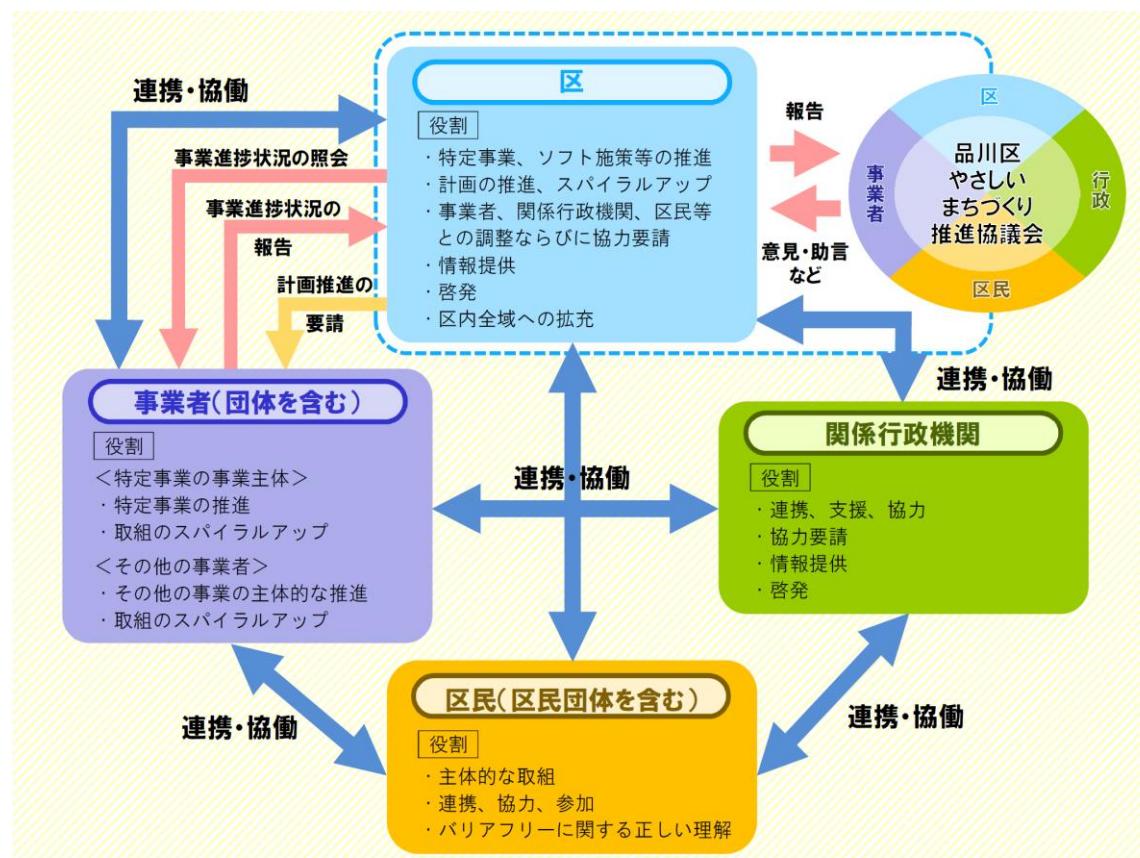
- ◆わかりやすいサイン整備

その他の取組

- ◆移動に配慮を必要とする人への理解促進
- ◆バリアフリーへの取組気運の醸成

●事業等の推進に向けて

本計画の推進に向けては、PDCAサイクルに基づいた進行管理を行うとともに、以下に示す推進体制の構築による実施をめざします。



問合せ先 品川区都市環境事業部 都市計画課 計画調整担当（本庁舎6階）
〒140-8715 品川区広町2-1-36 電話：5742-6760（直通）

品川区大井町駅周辺地区バリアフリー計画 《概要版》



●計画策定の背景・目的

わが国では近年、急速な高齢化が進み、国民の4人に1人が65歳以上となる超高齢社会を迎えています。国においては、高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年制定）」などの法整備を進めてきました。

品川区においても、高齢者や障害者を含むすべての人々にやさしいまちをつくるため、平成20年3月に「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」を策定し、ハードとソフトの両面から様々なバリアフリー化の取組を進めてきました。

さらに今後も高齢化が進むことや、オリンピック・パラリンピックの開催を契機に国際都市として発展することなどを見据え、一体性・連続性のあるバリアフリー化を推進するための具体的な区域・取組を定めた計画として、「大井町駅周辺地区バリアフリー計画」を策定しました。



バリアフリー計画とは

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第25条の「基本構想」に該当するもので、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定する計画です。旅客施設等を含んだエリアを**重点整備地区**として設定し、地区内の**生活関連施設**及び施設同士を結ぶ**生活関連経路**のバリアフリー化の取組（特定事業等）について示すものになります。

●基本目標

「すべての人にやさしい
安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現」

●基本方針

- ◆区全域におけるバリアフリー化を目指した段階的な取組の推進
- ◆区民・事業者等との協働による取組の推進
- ◆心のバリアフリーの推進

●重点整備地区の整備方針（要約）

※詳しい内容については、計画本編に記載しています。

<鉄道>

- 内方線付点字ブロック設置、トイレの多機能・高機能化、誘導案内設備の整備など、さらなるバリアフリー化を図る。

<バス>

- ノンステップバスのさらなる導入、バス案内の充実やバス接近表示施設の導入など、バス利用者の利便性・快適性の向上をめざす。

<都市公園>

- わかりやすい案内表示など、だれもが利用しやすい公園とするように努める。

<建築物>

- 移動等円滑化基準を満たしていない施設のバリアフリー化を優先的に進める。
- 移動等円滑化基準を満たしている施設は、だれもが安心して利用できる施設整備に努める。

<駐車場>

- 利用者の利便性に配慮したバリアフリー化を図る。

<道路>

- セミフラット形式への移行、歩道の有効幅員の確保、段差や勾配の解消など、法令や条例に基づく基準に沿った整備を実施する。
- 点字ブロックを設置する際には、連続性・利用者の動線・視認性などに配慮し、視覚障害者の円滑な移動の確保に努める。

<交通安全施設>

- 必要に応じた横断歩道へのエスコートゾーンの整備、音響式信号機の設置等による安全で快適な移動支援に向けた整備を進める。

<心のバリアフリー>

- 「おたがいさま運動」の取組をとおした、区民の理解促進と情報発信を図る。
- 安全で快適な移動空間を確保するため、自転車利用マナーの向上や放置自転車の撤去などの取組を進める。

●目標年次

短期（3年後まで）：平成27年度～平成29年度

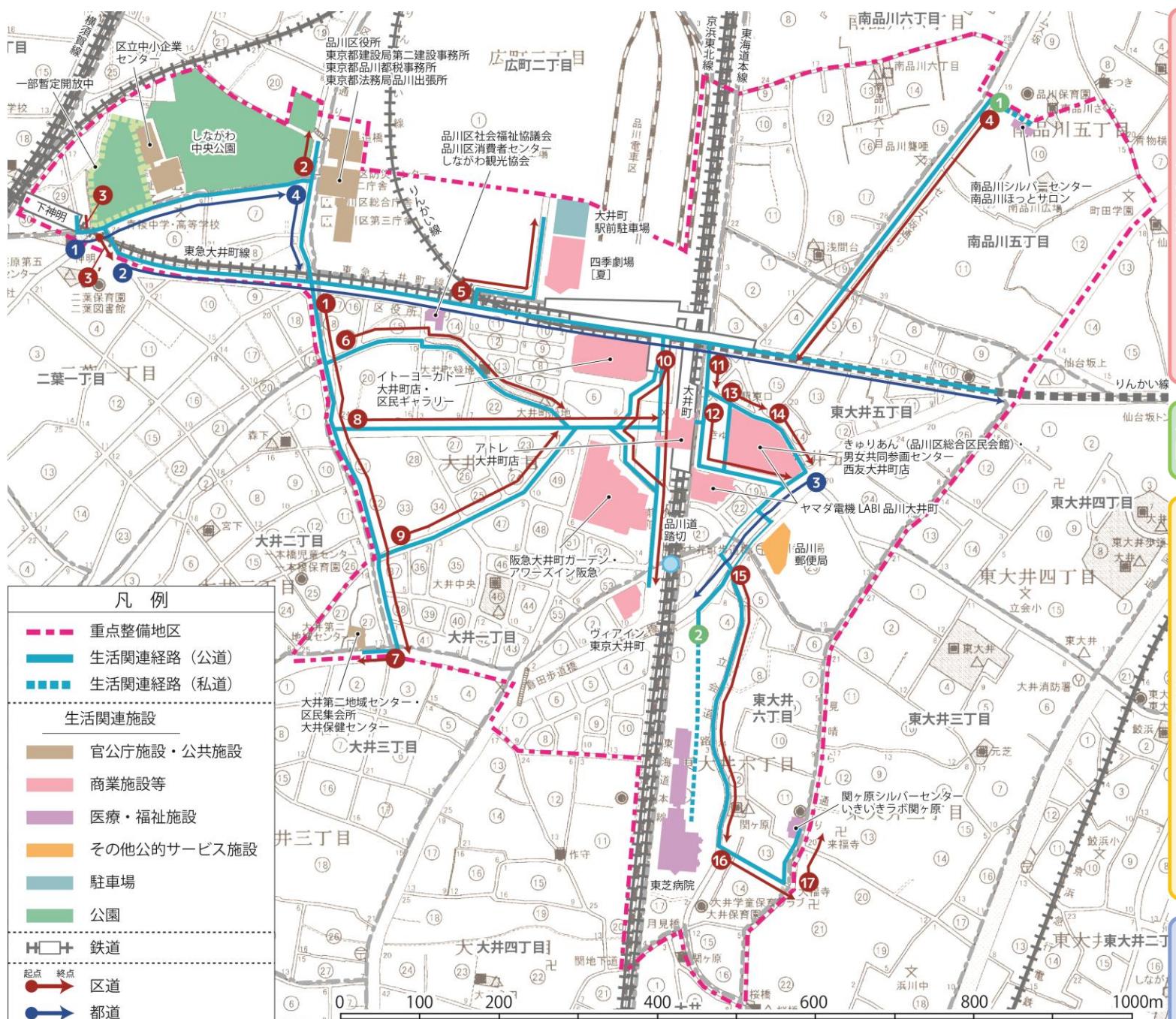
中期（5年後まで）：平成30年度～平成31年度

長期（中期以降）：平成32年度～

●重点整備地区における主な取組内容（特定事業）

※ここでは、計画本編の中から主な取組内容を示します。詳しい内容については、計画本編に記載しています。

大井町駅を中心とした半径700m（徒歩10分圏内）を目安に、生活関連施設ならびに生活関連経路を含む区域を「重点整備地区」に設定しました。（下図参照）
重点整備地区における移動等円滑化を実現するため、本計画では各主体が取り組むべき特定事業を定めています。



道路

施設名	事業概要	短	中	長
都道②	南側歩道における点字ブロックの整備	■		
都道④	都市計画道路補助163号線一部区間整備に合わせた安全安心な歩行者動線の確保	■		
区道④	歩道のセミフラット化点字ブロックの整備	■	■	
区道⑧	歩道のセミフラット化点字ブロックの整備	■	■	

施設名	事業概要	短	中	長
大井町駅	可動式ホーム柵の設置の検討	■		
	可動式ホーム柵の設置の検討	■		
下神明駅	可動式ホーム柵の設置	■		
バス	ノンステップバスの導入の推進	(京浜急行バス・都営バス) 100%導入済み (東急バス)	■	
	上屋・ベンチの設置の推進	■		
	バス接近表示装置の設置の推進	■		

施設名	事業概要	短	中	長
しながわ中央公園	バリアフリーの視点に立った拡張部分の整備	■		

施設名	事業概要	短	中	長
品川区役所	道路整備に合わせた、バリアフリーの視点に立った整備	■		
区立中小企業センター	案内設備までの点字ブロックの整備	■		
大井第二地域センター・区民集会所 大井保健センター	案内設備までの点字ブロックの整備	■		
南品川シルバーセンター	出入口までのスロープ勾配の改善	■		
関ヶ原シルバーセンター	出入口までのスロープ勾配の改善	■		
	だれでもトイレの高機能化	■		

事業概要	短	中	長
信号機の改良（音響機能の整備）	■		
横断歩道の整備	■		
必要に応じたエスコートゾーンの整備	■		
道路標識の超高輝度化による機能性向上、道路標示の適切な補修	■		
横断歩道及びバス停留所付近の駐車車両の指導取締りの実施	■		
歩道及び点字ブロック上の自動二輪等の違法駐車の指導取締りの実施	■		
違法駐車防止についての広報活動及び啓発活動の実施	■		